

総務常任委員会会議録

令和3年3月8日

寒 川 町 議 会

出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長
茂内委員、山田委員、柳田委員、佐藤（一）委員、青木委員、山上委員、柳下委員
天利委員

説明者 野崎総務部長、三橋総務課長、三澤副主幹、高橋主査
小林消防長、甲予防課長、本村主査

案 件
(付託議案)

1. 議案第2号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
2. 議案第9号 寒川町火災予防条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催させていただきます。

まず初めに、審査に入る前に、当委員会の正副委員長につきましては、委員長に私、それから、副委員長に吉田悟朗議員ということで内定をいただいているところでございますけれども、改めて、当委員会のほうで正式に皆様からご承認をいただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 ご異議なしの声というふうに捉えさせていただきます。

それでは、改正後、初めての委員会となりますので、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

皆様、改めまして、おはようございます。このたび、総務常任委員会の大役を拝しました黒沢善行でございます。皆様のご協力をいただきながら、スムーズな委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、これから2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、吉田副委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

【吉田副委員長】 皆様、おはようございます。このたび、副委員長の大役を拝しました吉田悟朗でございます。どうぞ2年間、ご支援賜りますように、よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 総務常任委員会の中では、大きな問題を幾つも抱えておりますけれども、皆様と共にしっかりと議論をしながら、よりよい寒川町を目指すため、しっかりと正副委員長を務めてまいりたいと思いますので、どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、改選後初めての委員会でございますので、これから、休憩の中で、総務常任委員会所管の各部課管理職級以上の職員の紹介をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 異議なしということでございますので、これより暫時休憩をして、休憩の中で、管理職以上の職員の紹介をお願いしたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 それでは、ただいま、総務常任委員会が所管する、それぞれの管理職級以上の自己紹介が終わりましたので、休憩を解いて会議を再開させていただきます。

本日の総務常任委員会に付託されております案件につきましては、次第のとおり、付議議案2件でございます。次第のとおり進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議案の内容につきましては、以前に本会議場で提案説明がございましたけれども、再度、内容を説明していただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部が入室するまで、暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第2号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案につきまして、説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 改めまして、皆様、おはようございます。議会が新しくスタートしまして、本日が議案の審査をお願いする委員会の最初の日ということでございます。今後とも、我々、行政側として、誠意を持って分かりやすい説明に努めてまいりますので、委員長、副委員長をはじめ、総務常任委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、付託議案1、議案第2号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、三橋総務課長からご説明を申し上げます。

【黒沢委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 それでは、ご説明いたします。本会議での総務部長の説明と重なる部分が多いですが、よろしくお願いいたします。

本議案は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う町の財政状況及び地域経済への影響を勘案し、特別職である町長、副町長及び教育長の令和3年度中における給与を減額するための条例改正であります。

減額措置の内容は、給料月額で、町長は10%、副町長は7%、教育長は5%をそれぞれ減額いたします。また、減額措置の期間は、令和3年4月から令和4年3月までの12か月といたします。特別職の給与は、月額給料のほか、地域手当と期末手当がございますが、地域手当については、給料の減額に伴い、減額されます。一方、期末手当につきましては、給料の減額の影響を受けない内容としております。

タブレット資料の3ページ、新旧対照表をご覧ください。今回の減額措置は、期間限定の特例措置でございますので、条例の制定附則に規定を設けます。第28項から第30項までの3項を追加し、それぞれ、町長、副町長、教育長の給与について規定いたしております。

まず、第28項は、町長の給与に関する規定でございます。令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、つまり、令和3年度中における町長の給料月額は、第2条第1項の規定、この規定は本来の給料月額を定めた規定ですが、この規定に関わらず、同項の規定により定められる額からその100分の10に相当する額を減じた額とすると規定いたしまして、町長については、10%の減額を規定しております。

さらに、ただし書がございまして、「ただし、手当（地域手当（他の給与の算出の基礎となるものを

除く。)を除く。以下同じ。)の算出の基礎となる給料月額、同項の規定により定められる額とする」と規定しています。少々読みにくいところですが、毎月支給される地域手当を算出する際には、減額した給料月額を基礎として、地域手当は減額されます。一方、6月及び12月に支給される期末手当を算出する際には、減額前の本来の給料月額を基礎とし、期末手当は減額しないことを定めております。期末手当については、現時点では減額しない内容でございますが、その都度、状況を見極めた上で判断する旨、町長から指示を受けております。

次に、第29項は、副町長の給与に関する規定でございます。減額率が100分の7となるほかは、町長の場合と同じ内容でございます。

次に、第30項は教育長の給与に関する規定で、減額率が100分の5となるほかは、町長及び副町長の場合と同じ内容でございます。

最後に、改正附則として、施行日を公布の日とする旨を規定しております。

条文の説明は以上でございますが、この減額措置による影響額を説明いたします。減額される給料の額と、これに影響を受けて減額される地域手当の額、これを合わせて、減額する期間、つまり、1年間の合計で申し上げます。町長が111万2,196円、副町長が63万2,028円、教育長が41万4,564円。3人の合計で申しますと、215万8,788円の減額となります。

説明は、以上であります。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第9号 寒川町火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。本議案につきまして、説明を求めます。

小林消防長。

【小林消防長】 改めまして、おはようございます。それでは、消防本部予防課より議案第9号 寒川町火災予防条例の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。説明につきましては、甲予防課長がいたしますので、よろしくご審査のほどお願いいたします。

【黒沢委員長】 甲予防課長。

【甲予防課長】 それでは、タブレット資料02の1、寒川町火災予防条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

この一部改正の背景ですが、電気自動車等に搭載されている電池の大容量化に伴い、全出力が50キロワットを超える急速充電設備が普及していくことが想定されますが、現行の制度では、50キロワットを超える急速充電設備は変電設備の規制の対象となっており、不都合が生じていたため、全国統一的な基準として火災予防上必要な措置を定めたため、総務省消防庁より、対象火気設備等の位置、構造及び管

理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正をする省令が令和2年8月27日に公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、全国統一的な基準に合わせるため、条文の整理を行うものでございます。

タブレット資料、7分の4ページの新旧対照表をご覧ください。第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改め、第11条の2第1項で、急速充電設備の基準の上限を「50キロワット」から「200キロワット」に改め、同項1号に、設備を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の離隔距離の規定を加え、5ページの第5号から第7号は用語の改正で、第13号は充電用ケーブルを電気自動車等へ接続するコネクタの落下防止措置を、第14号は、充電用ケーブルの冷却液が漏れた場合に内部基板等の機器に影響を与えない構造とし、また、当該冷却液の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止することを加え、第15号は、複数の充電用ケーブルで複数の電気自動車等を同時に充電するものは、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動検知し、異常を検知した場合に自動停止することを加え、6ページの第16号は、蓄電池を内蔵しているものは温度や制御機能の異常を自動に検知する構造とし、異常を検知した場合、自動停止に関することを加えます。第44条は、急速充電設備を設置した者は、あらかじめ、消防長に届け出る旨を加えます。

最後に、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行する旨を定め、経過措置として、現に設置され、または、設置の工事がされている基準の適用については、従前の例によることとするものでございます。

なお、タブレット資料02の2をご覧ください。写真は、役場北側に設置しております50キロワット以下の急速充電設備です。現在、寒川町には50キロワットを超える急速充電設備はございません。50キロワット以下の急速充電設備が4か所あり、20キロワット以下の設備や家庭用の充電設備は規制の対象外となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

【黒沢委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

柳田委員。

【柳田委員】 今までは、50キロワットを超える設備に関しては変電設備として規制されたと思うんですけど、今回の改正をすることで、200キロワット以下までが急速充電設備になるということだと解釈していますが、条文にある急速充電設備というのは、何か道の駅とかサービスエリアにある太陽電池を備える急速充電池だとか、蓄電池を内蔵する急速充電池なども含まれているかどうか、お伺いします。

【黒沢委員長】 甲予防課長。

【甲予防課長】 ご質問のとおり、道の駅とかサービスエリアに設置してある急速充電設備がありますが、現在のところ、50キロワット以下のものが主なもので、これから50キロワット以上のものが設置されていくことが想定されます。

【黒沢委員長】 太陽電池を備えているものもそういうものなのかというような質問もありましたけれども、いかがでしょうか。

本村主査。

【本村主査】 蓄電池のご質問なんですが、町内にも蓄電池を含む急速充電器がございます。
以上でございます。

（「太陽電池も」の声あり）

【本村主査】 太陽電池から蓄電池に充電されて、それを使用する急速充電器がございます。それも含まれております。

以上でございます。

【黒沢委員長】 それは、今回の改正の後の対象の機械となるのかどうかということだったと思うんですが。

【本村主査】 対象となっております。

【黒沢委員長】 よろしいですか、柳田委員。

【柳田委員】 はい。いいです。

【黒沢委員長】 他に質疑はございませんか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、お伺いしたいと思いますが、今まで、20から50キロワットに抑えていたところなんです、そこは多分安全性のところから、そのような容量でやっていたと思うんですが、これを200キロワットにすることによって安全性が担保できるのか。あと、容量が大きくなることによって、ただ単純に設置をするだけではなくて、消防のほうで確認行為をするのかどうかということ。

それともう一つ、根本的なところなんです、先ほど、ご説明にもあったんですが、令和2年の8月に、こちらのほうの省令が公布されています。そういった中で、9月の会議とはいいいませんが、12月の会議あたりにこちらを上程することができなかったのかどうか。この3月に上程されて、4月1日に施行ですと、やはり容量を増やすところの準備がなかなかできないのではないかなと思いますので、そこら辺の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

【黒沢委員長】 甲予防課長。

【甲予防課長】 安全性に関しては、総務省消防庁のほうでリスク等を研究し、パブリックコメント等を実施して、安全性、これだったら安全だろうという基準を設けたのが今回の省令になります。

50キロワット以上のものを今後設置する場合は、あらかじめ消防長に届け出なければなりませんので、当然、消防本部でも設置状況を確認してまいります。

あと、8月に公布されているにもかかわらず、なぜ3月になったかということですが、全国的な省令自体は、もう公布されていますので、充電設備を造るのはメーカーでありますので、なかなか町民にあっては不都合は生じないと思ひまして、3月に上程いたしました。

以上です。

【黒沢委員長】 山上委員。

【山上委員】 それでは、安全性をいうところの確認は消防のほうでするところでよろしいですか。分かりました。

それで、先ほど、2問目の公布の関係なんです、メーカーだけではなくて、それを設置するのは、やはり町民、または事業者だと思いますので、できれば、公布と同時に近々の会議のほうで、条例とい

うところの関わりがある場合は、やっていただけたらと思います。これは要望にとどめます。

以上でございます。

【黒沢委員長】 では、答弁はよろしいですかね。

【山上委員】 はい。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、総務常任委員会に付託されました議案につきましては、2件とも質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決へと進んでまいりますけれども、討論、採決に向かつての休憩は取りますでしょうか。

(「要らないです」の声あり)

【黒沢委員長】 よろしいですか。あったほうがいいですか。よろしいですという声がありますけれども。このまま討論、採決に移ってしまっても大丈夫でしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

【黒沢委員長】 では、このまま入ってまいります。

それでは、これより討論に入ります。議案第2号 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。まず、反対討論のある方。よろしいでしょうか。

賛成討論のある方。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。これより議案第2号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員でございます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 寒川町火災予防条例の一部改正について、討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

賛成討論のある方。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。これより議案第9号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。これをもちまして、総務常任委員会を終了といたします。

最後、副委員長のほうから、ご挨拶をお願いいたします。

【吉田副委員長】 スムーズな進行に努めていただきまして、ありがとうございました。

すみません、口幅ったいようですが、特に質疑がない場合、もしくは、委員長が異議はございませんかとお尋ねの場合は、異議なしのお声をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これで総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

【黒沢委員長】 大変ありがとうございました。

午前9時30分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年6月2日

委員長 黒 沢 善 行